

新エネルギー・省エネルギー推進専門員養成講習会開催及びフォローアップ講習会開催業務 委託募集要領

岐阜県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）では、新エネルギー（以下「新エネ」という。）の利活用、省エネルギー（以下「省エネ」という。）を推進するため、「ぎふグリーン活動推進基金」を創設し、様々な事業を展開している。その事業の一つとして昨年度、新エネ、省エネの普及・啓発を行う「新エネ・省エネ推進専門員（以下「専門員」という。）」を養成し、岐阜県内の企業、NPO、自治会などの団体の要請に応じ、派遣する制度を創設したところである。

平成22年度は、昨年度に続き新たな専門員を養成するとともに、昨年度認定した専門員のフォローアップを実施することとし、専門員を養成するためのカリキュラムの構築及び当該カリキュラムに基づく講習会を開催するために本業務を実施することとする。

1 事業の概要

(1) 事業の名称

新エネルギー・省エネルギー推進専門員養成講習会開催及びフォローアップ講習会開催業務委託

(2) 事業の目的

新エネの利活用、省エネの県内への普及推進を図る専門員を養成するため実施する。また、既存の専門員のレベルアップを図るため実施する。

(3) 業務内容

別添1「新エネルギー・省エネルギー推進専門員養成講習会開催及びフォローアップ講習会開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

また、提出する企画提案書の様式等については、別添2「新エネルギー・省エネルギー推進専門員養成講習会開催及びフォローアップ講習会開催業務委託に関する企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約の締結日から平成23年3月15日（火）までとする。

2 見積限度額

2,190,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 選定方法

選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」を採用し、最も効率的で効果的な成果が見込まれる応募者の提案を採用することとする。

4 参加者の資格に関する事項

このプロポーザルに参加することができる者は、次の(1)から(4)までのすべての要件を満たしている法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はこれらの法人等で構成される団体とする。なお、応募は1者につき1回限りとする。

(1) 岐阜県内に主たる営業所を置く者であること。

(2) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 最近3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 応募の手続

プロポーザルに参加する事業者は、作成要領に従い企画提案書及び法人等概要書（別記2）を期限内に提出することとする。

(1) 資格要件の審査

応募資格及び企画提案書の内容について審査する。

(2) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日(土、日、祝日を除く。)以内に、書面により「14 問合せ先」に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

なお、書面は持参、郵送(配達証明)又は宅配便(手交したことが証明できるものに限る。)のみとする。FAX、電子メールでは受け付けない。

説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日(土、日、祝日を除く。)以内に書面により回答を行う。

6 質問と回答

(1) 質問期間

平成22年10月20日(水)~10月26日(火)17時まで

(2) 受付方法

質問は、別記1により持参、FAX又は電子メールで受け付けることとする。

受け付けた質問内容及び回答内容は、温暖化防止センターのホームページに掲載する。

7 審査委員会の設置

公募型プロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に行い、適切な契約の相手先となる第一候補者(以下「候補者」という。)及び次点者を選定する。審査にあたっては、審査委員会を設置し、審査を行う。

8 審査及び候補者の選定

審査は、下記の要領で随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選定する。

(1) 審査方法

審査委員会において、企画提案書の審査及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを実施し、候補者及び次点者を選定する。

プレゼンテーションにあたっては、パソコン、プロジェクター等の使用を認めるが、内容は企画提案書の範囲内とする。

なお、以下の機器については、温暖化防止センターから貸与できる。

【使用可能機種】

パソコン 富士通 FMV-A8280

OS: Windows XP

アプリケーション: Microsoft Word2003、Excel2003、Power Point2003

プロジェクター NEC MODEL LT157

(2) 審査日程

平成22年11月10日(水)午後1時30分から

財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 管理棟3階 大会議室(西)

プレゼンテーションは1提案者15分程度とし、その後、審査委員による質疑応答を行う。時間等詳細については、別途連絡する。

9 審査基準

作成要領で定める企画提案書様式に従って採点を実施する。その際、主なポイントは以下の事項のとおり。

(1) 新エネ・省エネ推進専門員養成講習会

カリキュラムの構築

- ・提示した単位、項目及び形式で、専門員として必要な知識を習得するためのカリキュラムの構築(履修科目、講師(候補者)、単位数など)

講習会の開催

- ・講習会の開催日程、場所の考え方
- ・開催通知の方法
- ・専門員となり得る受講者の発掘方法

- (2) 新エネ・省エネ推進専門員のフォローアップ講習会
 - カリキュラムの構築
 - ・専門員が講座を実施するに当たり必要な技術を修得するためのカリキュラムの構築（履修科目、講師（候補者）、単位数など）
 - 講習会の開催
 - ・講習会の開催日程、場所の考え方
 - ・開催通知の方法
- (3) 温暖化防止センターとの連携
 - ・カリキュラム構築、講習会を開催する際の温暖化防止センターとの役割分担
（例） に講師を依頼する際、温暖化防止センターから依頼状を发出していただきたい。
- (4) スケジュール
 - ・契約締結から期限（平成23年2月28日）までのスケジュール
- (5) その他自由提案
 - ・上記以外でカリキュラムの構築又は講習会を開催する上での提案内容等

10 審査結果

平成22年11月12日（金）に、全ての参加者に文書で通知する。

11 受託者の決定

候補者は、温暖化防止センターと企画提案書の内容をもとにして業務の履行に必要な具体的な履行条件、調査の内容などの協議・調整（以下「交渉」という。）を行うこととし、この交渉が整ったときに、候補者を初めて受託者として決定することとする。

なお、候補者が選定された後、5日（休日を除く。）以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて温暖化防止センターと交渉を行うこととする。

12 スケジュール

公示	平成22年10月20日（水）
質問受付期間	平成22年10月20日（水）～10月26日（火）
企画提案書の受付期間	平成22年10月20日（水）～10月29日（金）
選定委員会	平成22年11月10日（水）
審査結果の通知	平成22年11月12日（金）

13 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却はしない。

14 問合せ先

岐阜県地球温暖化防止活動推進センター

担当者：岡田

住所：岐阜市曙町4-6

電話：058-247-3105 FAX：058-248-0229

メールアドレス：ondan@koeiken.or.jp

15 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託後は、定期的に温暖化防止センターが指定する日時に打合せを行うこととし、受託者はその時点の状況、課題等を温暖化防止センターに報告することとする。
- (3) 提案の無効
 - 期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合又は企画提案書等に不足があり、かつ期限までに補完されない場合は、当該企画提案書に係る提案は無効とする。

(4) 提案を行った者の失格

提案を行った者が次のいずれかに該当する場合は、その者は失格とする。

- ア 温暖化防止センター職員（以下「職員」という。）の指示に違反した場合
- イ 職員、プロポーザル審査委員会委員その他このプロポーザルの関係者に対して不正な接触を行った場合
- ウ その他不正を行った場合

質 問 書

質問日	平成 年 月 日	整理番号	
事業者名 ・ 部署名			
担当者名		E-mail	
電話番号		FAX	
質問内容			

備考：整理番号は、記載しないこと。

別記2

法人等概要書

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売 上 高	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
法人の特色	

法人等の概要パンフレット等も添付してください。